

## 令和 6 年度介護報酬改定における留意事項について

※以下の内容は、これまで実施した運営指導等の中でも指摘が多かった、複数サービスに共通する特にご留意いただきたい事項を示したものです。その他の令和 6 年度介護報酬改定事項や Q&A 等については、下記 URL の NAGOYA かいごネットからご確認ください。

(<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/kaisei/index.html>)

### ●令和 6 年 4 月 1 日より義務化された事項について

#### 1 業務継続計画の策定等【全サービス共通】

##### (1) 業務継続計画の策定

※計画の策定がされていない場合は、下記 URL の厚生労働省ホームページ「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」に掲載の資料等をご確認ください。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html))

##### (2) 業務継続計画についての研修の実施

研修は年 1 回以上開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい（※施設系サービス、居住系サービスは年 2 回以上開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること）。

##### (3) 業務継続計画についての訓練の実施

訓練は年 1 回（※施設系サービス、居住系サービスは年 2 回）以上定期的に実施すること。

※令和 6 年度改定により新設された業務継続計画未策定減算（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）の取扱いについては、別紙をご参照ください。なお、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和 7 年 4 月 1 日から、減算適用の対象となりました。

#### 2 高齢者虐待防止の推進【全サービス共通】

##### (1) 運営規程への「虐待の防止のための措置に関する事項」の追加

##### (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催

構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に行うことが必要である。

##### (3) 虐待の防止のための指針の整備

##### (4) 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

研修は年1回（※施設系サービス、居住系サービスは年2回）以上定期的に実施し、新規採用時にも虐待の防止のための研修を実施すること。

(5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

※令和6年度改定により新設された高齢者虐待防止措置未実施減算（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）の取扱いについては、別紙をご参照ください。

### 3 栄養管理【施設系サービス】

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、管理栄養士が各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に実施すること。

※栄養管理に係る減算について（令和6年4月1日より適用）

栄養士又は管理栄養士の員数若しくは上記栄養管理の基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌々月から基準を満たさない状況が解決されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数（1日につき14単位）が減算される（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）。

## ●令和7年4月1日より義務化された事項について

### 1 重要事項のウェブサイトへの掲載【全サービス共通】

事業所は原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。

※①年間の居宅介護サービス費等の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下であるもの、②災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるものについては、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましい。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、重要事項の掲示は行う必要がある。

### 2 身体的拘束等の適正化について

#### 【短期入所系サービス、多機能系サービス】

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催

「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合

のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましい。

具体的には、次のようなことを想定している。

- ・身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ・介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、上記の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
- ・身体的拘束等適正化検討委員会において、上記により報告された事例を集計し、分析すること。
- ・事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- ・報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ・適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

## (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備

指針には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ・事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ・身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ・事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ・身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

## (3) 身体的拘束等の適正化のための研修の実施

事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施すること。

**※身体拘束廃止未実施減算について（令和7年4月1日より減算適用。）**

身体拘束廃止未実施減算は、事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合に、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

基準を満たしていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

**●令和9年4月1日から義務化される事項について**

以下の取組みについては、令和6年4月1日から努力義務、令和9年4月1日から義務化されます。

**1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け**

**【短期入所系サービス、居住系サービス、多機能系サービス、施設系サービス】**

介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、本委員会の設置及び開催をすること。（本委員会は定期的開催することが必要であるが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。）

**2 協力医療機関との連携体制の構築【居住系サービス、施設系サービス】**

（1）以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めること（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。）。

（※居住系サービスは努力義務、施設系サービスは令和9年3月31日までは努力義務）

①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

③入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入

所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。（※施設系サービスのみのみ）

（２）１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出すること。

（３）入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めること。

令和 6 年 5 月 24 日

市内介護保険事業所 管理者様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

### 令和 6 年度報酬改定における減算事項についての注意喚起

日頃から、本市介護保険事業にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度報酬改定において、「高齢者虐待防止措置未実施減算」及び「業務継続計画未実施減算」(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)が創設されました。

いずれの減算についても、該当すると全利用者が減算となり、返還額も多額になりますので、以下の点に留意のうえ、適切なサービス提供をお願いします。

#### 記

#### 1 高齢者虐待防止措置未実施減算 (居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)

##### (1) 趣旨

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬が減算されるものです。福祉用具貸与については、そのサービス提供の様相が他サービスと異なること等を踏まえ、3 年間の経過措置期間が設けられました。

##### (2) 算定要件

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の全ての措置が講じられていない場合、当該事業所の利用者全員について、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算します。

虐待の発生又はその再発を防止するための措置
ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的 に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
イ 虐待の防止のための指針を整備すること。
ウ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(施設・居住系サービス:年 2 回以 上、その他のサービス:年 1 回以上)に実施すること。
エ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

##### (3) 留意事項

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。具体的には、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない事実が発生した場合、速やかに改善計画を市に提出した

後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。

## 2 業務継続計画未策定減算（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）

### (1) 趣旨

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬が減算されるものです。

### (2) 算定要件

以下の基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算します。

サービス種別	減算率
施設・居住系サービス	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算
その他のサービス	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算は適用されません。

必要な措置
ア 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
イ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

### (3) 留意事項

ア 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算は適用されませんが、既に業務継続計画の策定が義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。

イ 令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではありません。

ウ 業務継続計画未策定減算については、「高齢者虐待防止措置未実施減算」や、「身体拘束廃止未実施減算」のように運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算が適用されますので、留意してください。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課  
施設指導担当(052-959-2592)  
居宅指導担当(052-959-3087)